

企 画 総 務 委 員 会

令和 4 年 1 1 月 2 日

1 報告事項

【環境まちづくり部】

(1) 後楽橋補修補強工事について 【資料】

(2) 一般廃棄物処理手数料等について 【資料】

【政策経営部】

(1) 「個人情報保護に関する法律」の改正に伴う規程の整備について 【資料】

(2) 区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について 【資料】

(3) 財産の取得について 【資料】

(4) 錦華公園改修工事について 【資料】

2 その他

後楽橋補修補強工事について

1 工事概要

- 工事件名：後楽橋補修補強工事（第6号）
- 契約番号：第000000556号
- 工事場所：千代田区神田三崎町三丁目8番先～文京区後楽一丁目1番先
- 工 期：令和3年6月24日～令和6年8月30日
- 請負業者：鉄建・スバル興業建設共同企業体
- 契約金額：1,688,390,000円
変更金額：1,772,620,300円
増加金額： 84,230,300円（+4.9%増）



2 変更の概要

主な変更内容と増減金額

	主な変更理由	増額金額
1	塗膜剥離回数増（3回→4回）による増額	64,910,300円
2	交通誘導員費の増額	19,320,000円
合 計		84,230,300円

※工事請負契約における設計変更ガイドライン

契約約款第18条 発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合に該当

3 変更の詳細について

3-1 塗膜剥離回数増（3回→4回）による増額

（概要）当初設計の3回剥離だと撤去後の塗膜厚がまだ厚く、4回剥離に変更する。

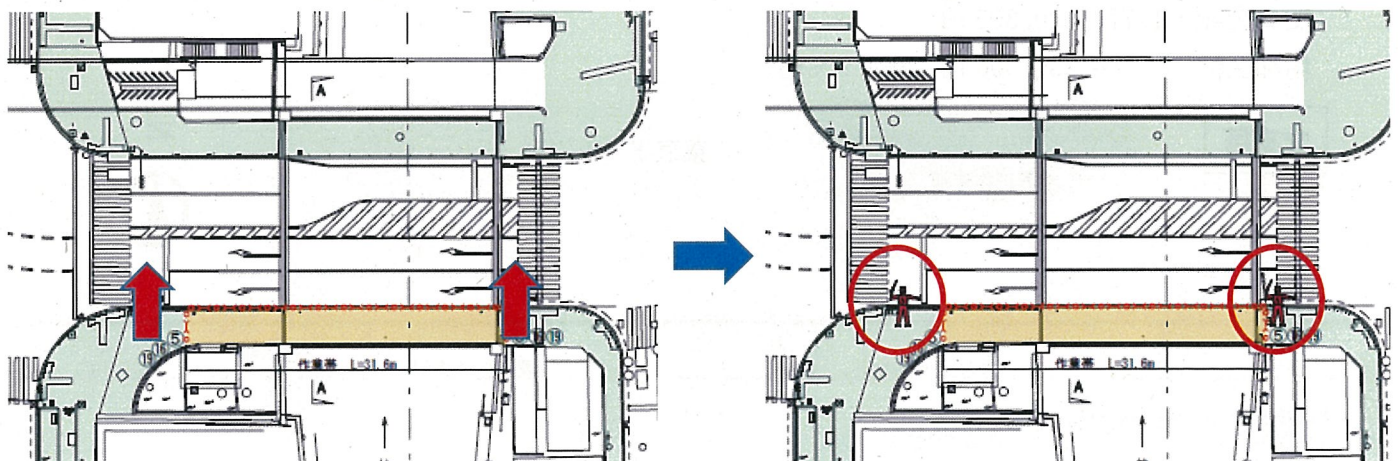
剥離回数	剥離前	3回剥離後	4回剥離後
膜厚 (mm)	1.012	0.108	0.045

【3回剥離】 $1,530 \text{ m}^2/\text{回} \times 3 \text{ 回} = 4,590 \text{ m}^2$

【4回剥離】 $1,530 \text{ m}^2/\text{回} \times 4 \text{ 回} = 6,120 \text{ m}^2$

3-2 交通誘導員費の増額

（概要）警察協議にて常設作業帯設置時にも交通誘導員を配置して欲しいとの要望があり、作業帯設置後は24h交通誘導員を配置する必要が生じた。



【昼間】 $3 \text{ 人/日} \times 188 \text{ 日} \Rightarrow 566 \text{ 人増}$

【夜間】 $3 \text{ 人/日} \times 38 \text{ 日} \Rightarrow 116 \text{ 人増}$

4 今後のスケジュール

【後楽橋変更の流れ】

年月	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	3月	6月			8月
当初	当初予算	契約議案 着工			完了予定
第1回変更			契約変更		

※令和4年11月上旬に専決にて契約変更予定

一般廃棄物処理手数料等について

1 概要

一般廃棄物及び動物死体の処理にかかる経費と現行手数料との乖離を解消し、手数料の適正化を図るものである。

2 一般廃棄物処理手数料の内容

区分	現行	改定後
1. 1 日平均 10 kg を超える量の家庭廃棄物を排出する占有者	1 日平均 10 kg を超える量 1 kg につき 4 0 円	1 日平均 10 kg を超える量 1 kg につき 4 6 円
2. 事業系一般廃棄物又は一般廃棄物とあわせて処理する廃棄物を排出する事業者	1 kg につき 4 0 円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、 1 0 0 までごとに 7 6 円	1 kg につき 4 6 円 ただし、有料ごみ処理券を添付して排出するときは、 1 0 0 までごとに 8 7 円
3. 臨時に排出する占有者又は事業者	1 kg につき 4 0 円 ただし、粗大ごみについては、2, 2 0 0 円を限度として品目ごとに定める。	1 kg につき 4 6 円 ただし、粗大ごみについては、2, 2 0 0 円を限度として品目ごとに定める。

3 動物死体処理手数料の内容

区分	現行	改定後
1. 動物死体処理手数料	動物の死体 1 頭につき 2, 6 0 0 円と定める。	動物の死体 1 頭につき 2, 9 0 0 円と定める。

4 施行期日

令和 5 年 1 0 月 1 日予定

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴う規程の整備について

1 背景

「個人情報の保護に関する法律」（以下「法」という。）が改正され、令和 5 年 4 月 1 日以降、地方公共団体の個人情報保護については、法による全国的な共通ルールが適用されることとなった。

これに伴い、法において地方公共団体が定めることとされた事項を条例で定めるとともに、現行の規程を廃止及び改正する必要がある。

2 規程整備の概要

（1）制定が必要な条例

「千代田区個人情報の保護に関する法律施行条例」において以下の事項を定めるとともに、現行の千代田区個人情報保護条例を廃止する必要がある。

① 開示請求に係る手数料

- ・ 手数料は無料とする。
- ・ 写しの交付に係るコピー代や郵送料等の実費のみ徴収するものとし、特に必要と認める場合は、当該実費を減免できるものとする。

② 開示等請求の手続

- ・ 開示決定の期限を 15 日以内に短縮する。
- ・ 著しく大量な開示請求については、期限の特例を設ける。
- ・ 訂正決定及び利用停止決定の期限を 20 日以内に短縮する。

③ 審議会への諮問

- ・ 区長の附属機関として、千代田区個人情報保護審議会を置き、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、諮問することができるものとする。
- ・ 審議会は、個人情報の保護に関し優れた識見を有する委員 5 人以上で構成し、審議が終了するまでの任期とする。

（2）一部改正が必要な条例

以下の条例について、法を適用するための規定整備を行う必要がある。

① 千代田区職員等公益通報条例

② 千代田区情報公開・個人情報保護審査会条例

③ 千代田区公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例

（3）施行予定日

令和 5 年 4 月 1 日

区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事について

政策経営部資料 2
令和4年11月2日

○現契約

【契約金額】	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事	¥6,847,159,000-
区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事	¥713,658,000-
区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事	¥700,634,000-
区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事	¥688,787,000-
【工期】	
令和2年6月27日から令和5年9月29日まで	

○変更概要

【契約金額の変更】	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事	¥51,645,000- の増額 (約 0.75 %)
区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事	¥6,259,000- の増額 (約 0.88 %)
区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事	¥14,113,000- の増額 (約 2.01 %)
区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事	¥9,317,000- の増額 (約 1.35 %)
【変更内容】	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築工事 ・地中障害物の撤去等に伴う工期延長及び費用の増 ⑤ ・学校等要望に伴う増 ・防火設備の増	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築電気設備工事 ・建築工事に伴う工期延長及び諸経費の増 ・学校等要望に伴う増	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築空調設備工事 ・建築工事に伴う工期延長及び諸経費の増 ・中央監視システム仕様変更 ・学校等要望に伴う増	
区立お茶の水小学校・幼稚園改築給排水衛生設備工事 ・建築工事に伴う工期延長及び諸経費の増 ・消防指導による法対応 ・学校等要望に伴う増	
【工期の変更】	
令和2年6月27日から令和5年12月15日まで	2.5ヵ月の増

○工事請負契約における設計変更ガイドライン

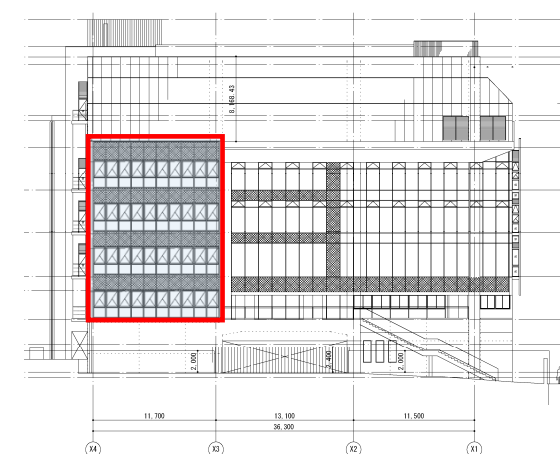
2. 設計変更の基本事項 (4) 設計変更の対象となる事項 より

契約約款	設計変更対象事項
① 第17条第1項第1号	図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない
② 第17条第1項第2号	設計図書に誤びゅう又は脱漏がある
③ 第17条第1項第3号	設計図書の表示が明確でない
④ 第17条第1項第4号	工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が相違する
⑤ 第17条第1項第5号	設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合
⑥ 第18条	発注者が必要であると認め、設計図書の変更をする場合
⑦ 第19条	工事を一時中止する場合

- ・地中障害物の撤去等に伴う工期延長及び費用の増は⑤
- ・その他の変更は⑥

○防火設備の増

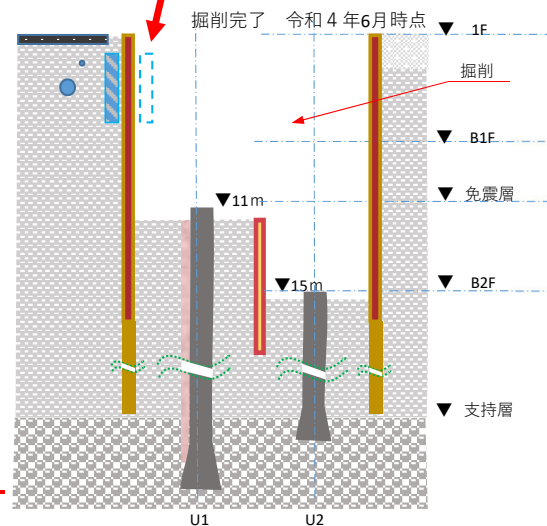
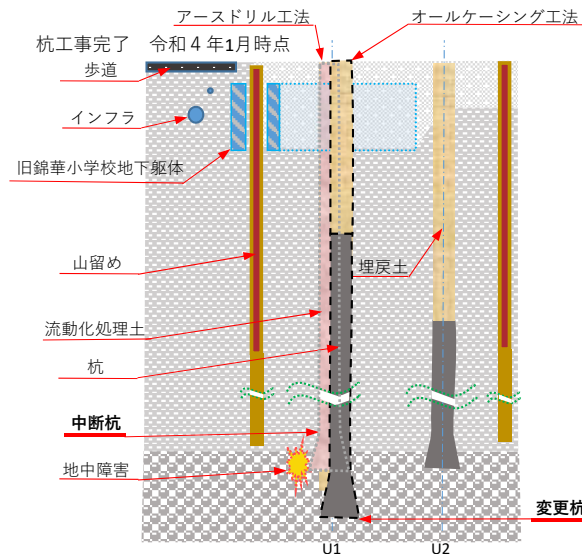
公園側立面図



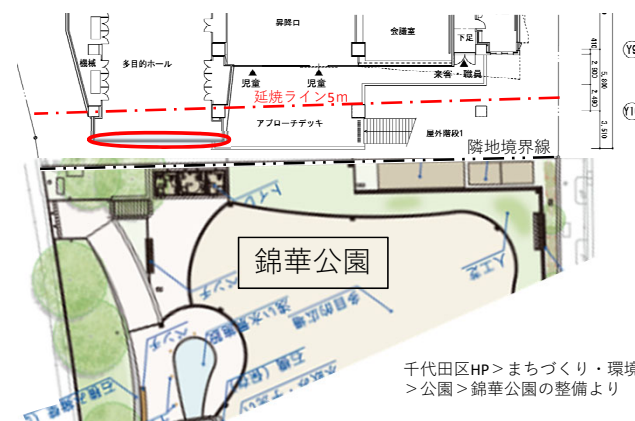
猿楽通り側立面図



○地中障害物対応イメージ



2F平面図



千代田区HP>まちづくり・環境
>公園>錦華公園の整備より

財産の取得について

1 旧区立外神田住宅区分所有部分の取得

旧区立外神田住宅は、老朽化が著しく耐震性に問題があることから早期解体に着手するため、区分所有者等の権利を区が取得する。

2 これまでの経緯

令和元年 1 2 月：第 4 回定例会

補正予算（令和元年度第 2 号補正）で取得経費の予算計上
（1,121,700 千円）

議決後、権利者との仮契約締結に着手

令和 2 年 2 月：第 1 回定例会

仮契約締結済の 11 者分について財産取得の議案提出
（区分所有者 18 者のうち 11 者分の財産取得について）

令和 2 年 9 月：第 3 回定例会

仮契約締結済の 3 者分について財産取得の議案提出
（区分所有者 18 者のうち 3 者分の財産取得について）

議決後、順次本契約を締結し権利を取得

3 今後のスケジュール（予定）

残りの区分所有者 4 者のうち、その後に仮契約を締結した 1 者分の財産取得について、今後、議案を提出予定。

（1 者分の取得予定財産：24.74 m²・27,687 千円）

残り 3 者の区分所有者についても、引き続き仮契約締結に向けた取得交渉を進めていく。

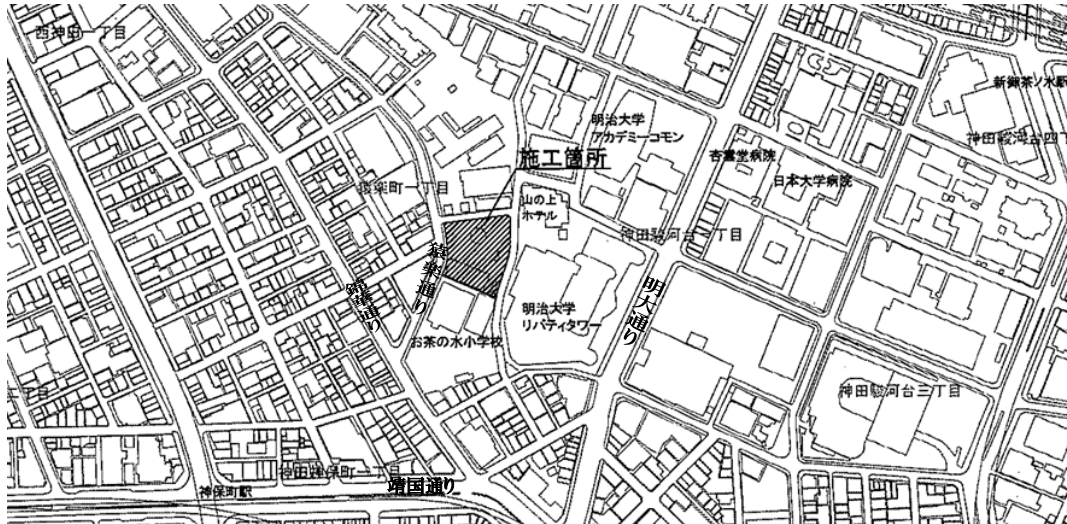
錦華公園改修工事について

- 1 工事場所
千代田区神田猿樂町一丁目 1 番 2 号
- 2 工事概要
【公園面積】 2,758 m²
【施工概要】 昼間施工
【内 容】 基盤整備：公園施設等撤去・移設工、敷地造成工、擁壁工
植 栽：植栽工、樹木整姿工
施設整備：給水設備工、雨水排水設備工、電気設備工、園路広場整備、
修景施設整備工、遊戯施設整備工、サービス施設整備工、
管理施設整備工、建築施設組立設置工、仮設工
- 3 工事期間
契約締結日の翌日から令和 6 年 3 月 29 日まで
- 4 契約方法
制限を付した一般競争入札による契約（単体または 2 者 J V）
- 5 スケジュール
募集期間 令和 4 年 10 月 5 日～10 月 19 日
資格確認通知 令和 4 年 10 月 21 日
開札 令和 4 年 11 月 7 日
- 6 予定価格（事前公表）
594,922,900 円（税込）
- 7 最低制限価格
設定する

錦華公園改修工事について

1. 工事場所

千代田区神田猿楽町一丁目1番2号（錦華公園）



2. 工事概要

本工事は、近隣住民等利用者や学校関係者の参加する意見交換会等で合意形成された内容を踏まえ、お茶の水小学校等と連携しつつ、より一層地域に愛される公園とするべくリニューアルするものである。

公園面積：2,758 m² 作業時間：昼間施工

3. 現況及び計画（イメージ）

（1）猿楽坂下より南方向



（2）公園北東石階段下より南西方向



